

〔国際人権レポート〕（追加分）（４）

人権小委の議題四の審議の終わりに（八月二五日）、日本政府が、再度答弁権を行使した。今度は相沢一等書記官が発言したが、基本的には、一〇日の答弁と同じだった。この答弁からはっきりしたことは、日本政府が、これら重大人権侵害問題について、国連の場で、誰もが納得する答弁をすることができないことがはっきりしてきたことだ。

第一に、サンフランシスコ平和条約、日韓協定などの二国間条約以外に日本政府としての具体的反論はなかった。

第二に、その結果当然のことながら、リベレーションの主張の中身の大部分には答えられなかった。具体的に言うと、朝鮮民主主義人民共和国（共和国）関係では、二国間協定もないのだから「すべて決着済み」との論理が使えず、全く答弁ができなかったのである。

わき道にはいるが、一言付言しよう。共和国との間で外交関係正常化交渉が継続中だが、賠償・補償に関して二つの性質の異なるものがあると思われる。国家としての共和国への賠償・謝罪・補償と被害者個人への賠償・謝罪・補償とでは、問題の性質が違う。日朝交渉で問題になるのは、前者の問題であって、国家としての賠償だ。共和国は、従軍慰安婦・強制連行の被害を国家・民族全体の被害としてとらえ、国家・民族としての賠償を請求できるであろう。その場合は、被害者の個人的被害実態の立証は不要である。仮にそれがなされても、それは全体の被害状況立証のための実例としての立証にすぎないだろう。しかし、後者の個人への賠償・謝罪・補償問題についても、共和国が外交保護権の行使をする場合はあるかも知れない。その場合は、すべての個別事件被害の立証が必要だ。そして、日本から支払われたその分の賠償は、すべて被害者個人に渡されることになるだろう。

日韓協定では、一括払いの国家に対する賠償に代わる「経済協力」という金銭の支払はされたが、個人被害の個別立証はされなかったのであって、後者の個人への賠償支払はなかったと考えるべきであろう。だから、もし、日韓と日朝に対して対等の交渉をするのが日本政府の方針であるなら、同様に、国家に対する一括の賠償に代わる「償い」などの支払をし、個人に対する賠償は、別途今後樹立されるであろう「国際法廷」（これは筆者の個人的提案である）などの国際法上の手続きを経て、南北同様の方法で実現するのが適当と考える。

協定で一括の金銭の支払いがなされたからといって、ユスコーゲンス（強行規範）に反する場合は、一人一人の人間に一身専属的に帰属する、不可譲の固有の人権を国家間で放棄・廃止することは国際法上許されないものであって、少なくともユスコーゲンスの範囲内に入る権利については、国家の間で自由に

取り決めができる国家への賠償とは区別すべきだろう。仮に、個人請求権に関する両政府間の協定ができたとしても、現在の日韓関係のように、個人の請求権問題は残ってしまっていていつまでも解決しないのである。これが、現在国連で問題になっているわけだ。だから、日本政府は、これらの問題についても、逃げ回らずに、正面から回答すべきだったであろう。

第三に、リベレーションの批判について、日本政府が回答できなかった重要な点がもう一つある。従軍慰安婦以外の重大人権侵害、具体的には、強制連行問題（典型は朝鮮人男女の奴隷化・強制労働条約違反）がそれだ。

第四に、「ユスコーゲンスに違反するから、仮に諸条約によって個人の人権が放棄されても、それは無効だ。だから、第二次大戦中の大日本帝国による重大人権侵害被害者は、国内的にも国際的にも、個人としての補償請求権がある。」と主張するWCC, IED, リベレーション、WACの一致した見解に対して、日本政府はこれを無視して答えなかった。

NGO・政府関係者らの間では、「日本政府が答弁しないのは、抗弁が全くないからだ」と理解された。

第五に、従軍慰安婦問題については、あくまでも法的責任を承認しないという発言が、またもや繰り返された。責任があるものについて、「ない」「ない」と言いほり続けては解決にならないどころか、事態を悪化させるばかりではなかろうか。

これらの審議をふまえた人権小委は、八月二七日、議題四に関する決議案(I/CN.4/Sub.2/1992/L.25)の討議の結果、これを無投票のコンセンサスで採択した。この決議は、特別報告者テオ・ファンボーベン教授の報告書（第二回目の中間報告書）を評価のうえ、これまでの三つの報告書に関するコメントを考慮したうえで、人権及び基本的自由の重大侵害被害者の現状回復、補償及びリハビリテーションへの権利に関する原則と指針を創ることを目標に、一九九三年の第四五会期人権小委に対して、結論と勧告を含む最終報告書を提出するよう求めた。

「国際人権レポート」（追加分）(5)

国連人権小委の議題四、一六に関する前記二つの決議の成立ではっきりしたことは、以下の通りである。第一に、ファンボーベン教授が、来年八月までこの問題の研究を継続すること。第二に、その間、従軍慰安婦問題に関しては、人権小委、現代奴隷制部会に提出される情報は、事務総長によって同教授に提出されるであろうこと。第三に、従軍慰安婦のみならず、重大人権侵害の被害者（定義は前記報告書付属文書にある）に関する問題は、すべて同教授の関心の対象となり、同教授に情報提供をすることが望ましいと思われること。第四

に、本件の様な具体的被害の実例に関する詳細な情報は、なかなか得がたいものである。もし十分に的確な情報提供が、特別報告者に対して提出されるなら、同特別報告者の考慮の対象となり、来年に公表される予定の最終報告書に記載され、被害者にとって納得のできる国連原則・指針の成立に貢献できるであろうこと。また未解決の問題については、将来具体的重大人権侵害事件の解決のために国連原則・指針が適用される可能性もあること。第五に、来年の人権小委では、最終報告書の審査に際して、今年以上に日本政府批判の論陣がはられることが予想されること。第六に、来年二、三月の人権委員会（その後も同様であろう）には、今回の報告書に関連して論議がなされる余地があること。第七に、関連して、本件の国連審議の出発点となった現代奴隷制部会（来年五月）もこの問題を引き続き討議できる場となるであろうこと。

従って、本件については、国連において継続して論議できる多くの機会が保証されたといえよう。

以上のような国連の審議経過をふまえ、国会、日本政府、裁判所、各政党、法律家、市民、報道関係者らは、それぞれ被害者が十分納得できる解決を達成するために何ができるかを考えるべきであろう。今気がかりな主要な問題点について、私見を述べて起きたい。

日本の加害行為について、その法的責任をどのように考えるのが、最大の問題であろう。法的責任の有無に関して、さらに問題が三つに分かれる。第一は、法的責任の根拠として何に基ずくのか、日本の国内法を中心に考えるのか、それとも、国際法を中心に考えるのか？第二は、法的責任が被害の内容によって違うのかどうか？もし、違うとすると、どの範囲についてどのような法的責任を考えるべきか？第三に、法的責任があるとしても、いかなる場合、誰に対して、いかなる程度の責任を負うべきかについて、どのような機関が、いかなる手続きで決定するのが最善なのか？

読者はどのように考えておられるだろうか。何と言っても、日本政府、各政党がまずしっかりとした考え方を持つべきだろう。しかし残念ながら、国連における論議が十分に日本に伝わっていないせいであろうか、日本国内の論議は（野党内の論議を含めても）、十分に深まっていないように思われる。

第一の問題について考えてみよう。法的責任の根拠として何に基ずくのか、日本の国内法を中心に考えるのか、それとも、国際法を中心に考えるのか？

政府側に立つか、中立の立場に立つかを問わず、法律家を含めて日本人々から最初に受ける質問は、ほとんど同じだ。「韓国の元従軍慰安婦ら被害者の補償請求権は、仮にもともとあったとしても、日韓協定で消滅してしまったのではないか？」というものだ。政府側の本音の防衛論理が、一部の評論家の「

決着論」などの報道によって、深く浸透した結果だろう。これに対する回答は二つ有り得る。

第一は、このような「請求権放棄説」に対して、国際法上の論理で正面から回答しようとするものだ。筆者がすでに説明したとおり、「ユスコーゲンス（強行規範）に違反するので、条約によっても、人権や基本的自由に関わる個人請求権を放棄することはできない。仮にそのようなことがあったとすれば、条約は、（少なくともその部分については）無効である（本シリーズ一〇七、一〇八、一一四及び最近の国連人権小委報告を参照、前掲読売新聞八月一八日朝刊「“請求権消滅”に法的批判」参照）と述べた。日韓協定の効果も国際法の問題だが、ユスコーゲンスもまた国際法の法理である。

国際法を中心に考えると、請求権放棄説に対しても、このような反論が可能だ。現に国連人権小委で日本政府を批判したNGOは、一様にそう主張していることに注意すべきだ。日本政府関係者に特に注意して欲しいのは、これは決して筆者の「独自の見解」ではないということだ。世界の国際法の最高権威が、前からそれが存在した法的事実を肯定し、国連条約の条文（条約法条約五三条）もこれを確認し、日本政府もこれに署名して、日本の国会議員もこれに同意して批准までされている。それにもかかわらず、この国際法上の重要な法理が、日本の政界で全くと言ってよいほど論議されていないのは、実にさみしいことである。国連での論議と日本国内のそれとの間で大きなずれが起きてしまっているのだ。

このように、国際法を中心に考え、ユスコーゲンスの存在に注目するなら、個人請求権放棄説に立ったとしてさえ、「元従軍慰安婦・強制連行被害者ら個人の補償請求権は、仮にそれが発生しており、また他の理由で消滅していないのであれば、現在も存在する」ということになる。

〔国際人権レポート〕（追加分）（6）

第二の回答は、個人請求権放棄説の前提自体を否定し、「日韓協定によっても慰安婦ら被害者の個人請求権は放棄されていない。放棄されたのは外交保護権にすぎない。」とするものだ。多くの被害者側の法律家は、この説を採用しているものと思われる。意外にも、日本政府の公式の立場は、「外交保護権の放棄にとどまると言うもので当時決着したが、これはいわゆる請求をするという地位までも否定しないという意味においてそのような権利を消滅させていない。」旨のもので、外交保護権放棄説をとっている（伊東秀子衆議院議員（社会党）に対する柳井俊二外務省条約局長の一九九二年三月九日衆議院予算委員会における答弁参照）。

この場合も、外交保護権が放棄されたので、韓国政府としては、外交上日本に対して請求はできないが、（もっとも、筆者は、外交保護権放棄も、人権や基本的自由に関する外交保護権を放棄するのであれば、ユスコーゲンスに反し、無効とすべきと思う）、被害者が独力で個人として請求する限りにおいては、第一の場合と同様の結果となり、「元従軍慰安婦ら被害者個人の補償請求権は、仮にそれが発生しており、また他の理由で消滅していないのであれば、現在も存在する」ということになる。

そこで、論理的には次に問題になるのが、（１）「いついかなる法律上の理由で補償請求権が発生したのか？」（２）「他の理由で権利が消滅したことがないか？」が問題になるはずだ。しかし、残念ながら、日本の政界でも法曹界でも、これらの問題点が十分に論議されていないように思われる。政府側は、短絡的に、（１）「戦前は、国家賠償法がなかったのだから、大日本帝国軍・政府の行為を理由に賠償・補償請求権の発生を主張できない」（２）仮に、民法上賠償・補償請求権が発生したとしても、政府が時効（三年）を援用すれば請求はできないし、除斥期間（二〇年）は完成しているのではないか、これについては政府が援用しなくても裁判所は職権で適用するはずだ。いずれにしても、請求権は消滅しているはずだ。」などとたかをくくっているのではないのか。実は、本誌が前掲した国会図書館資料にも同様のことが示唆されていたし、政府外交筋では可なり真剣にそう信じていると思われる節がある。~~可なり~~の法律家もそのような発想をしがちだ。驚くのは多くの報道関係者までもが、この説を疑ってみたことさえないように思われることだ。これまでの国会論議もこのような立場が全く誤りのない前提としてなされているように思う。

だからこそ、従軍慰安婦問題は、「法律上の問題はさておき、人道上の問題として」「日本が国際的に名誉ある地位を占めることができるように」と言うような理由でしか、問題の解決の推進の論理がたてられてこなかったのではなかろうか。筆者は、これらの理由も重要であると思うが、このように簡単に「法律上の補償請求権の主張が無理なのではないか」と考えるのは誤りだと思う。正面から法律上の根拠の有無を問うべきだろう。そして、誰の目にも従軍慰安婦ら被害者の補償請求権について法律上の理由が全くないことがはっきりしたら、上記の論理に戻ることもやむを得ないだろう。しかし、筆者には法律上の補償請求権の根拠が明白にあるように思えるのだ。それは、筆者が、日本国内法を根拠の中心に考えず、国際法を根拠の中心にすえて発想しているからであろう。

まず第１に、国際法上「いついかなる法律上の理由で補償請求権が発生したのか？」について考えてみよう。従軍慰安婦及び強制連行問題について、国連

人権小委の議論を見てみよう。国際教育開発（IED）もリベレーションも、共に「人道に対する罪、奴隷からの自由、強制労働条約違反」をあげた。世界教会協議会（WCC）もIEDの主張に同意した。戦争捕虜虐待問題については、カナダ傷い軍人会（WAC）は、戦争犯罪をあげた。

いずれのNGOも、法的根拠としては、大日本帝国軍・政府が問題の行為を犯した当時（一九四五年八月一五日以前）存在していた国際法上の根拠をあげているのであって、決して行為後にできた法を問題にしているのではない。

日本で国際法違反を問題にする人々もないではないが、行為時の法ではなくて、現在の国際法を基準に考える向きもないではないようだ。しかし、まず行為時を問題にすべきと思う。強制労働条約は、奴隷からの自由を具体化した条約だが、一九三〇年成立し、日本が批准したのは一九三二年であり、一九三三年に発効している。これに対する違反は、奴隷からの自由侵害を具体的に且つ明確に証明する機能があるだろう。奴隷からの自由は、国際慣習法として成立していた最も古い基本的自由の一つである。日本自身が明治初頭から国際法として主張しているものだ。戦争犯罪、人道に対する罪は、ニュールンベルグ国際刑事法廷において確認されたものだ。この判決で、これらの法が行為の十分以前から国際慣習法として、存在したことが明確にされたものである。日本もその遵守を国際的に約束した戦争法規の違反でもある。

説明は省略するが、これらの国際法に違反した場合には、現状回復、補償、賠償をすることは国際法上の当然の義務である。従って、日本政府は、国際法上補償などの責任を負ったのである。ところで、日本の法制度上、旧帝国憲法時代から、国際法は国内法制に特別の立法なしに包括的に受容されることになっていたのであるから、日本の裁判所は、国内法上の根拠がなくとも、国際法を適用して、補償を命じることができるのである。国際法を中心に考えれば、このように補償請求権の発生が明確になるのである。

〔国際人権レポート〕（追加分）（7）

さて次に、「日韓協定など条約以外の他の理由で権利が消滅したことがないか？」が問題になろう。一九四五年八月一五日からすでに四七年を経過しているので、国内法上の感覚では、「時効」（損害と加害者を知ってから三年）「除斥期間」（行為から二〇年）を頭に浮かべる。実は、国際法上は原則として時効がない。ことに戦争犯罪・人道に対する罪については、刑事罰についても、国際法上時効は廃止されていることも考慮すべきだろう。参考のために付言すると、前記国連特別報告者ファンボーベン教授の第三回報告書（UNDoc.E/CN.4/Sub.2/1992/8）付属文書も、重大人権侵害被害者の補償等請求権（国内法に対す

3/3
V る国際法により要求としてと解する)については、原則として時効等時間制限を認めない立場である(二七段落)。この付属文書は、オランダ・マーストリヒトで今年三月11-14日開催された国際セミナーの結論であって、人権小委の審議では、委員、NGOから高く評価、歓迎されたものだ。そうすると、国際法を中心に考えて見るなら、権利消滅原因もなくなってしまうのである。

このように見てくると、なぜ国連であるように厳しい対日批判がなされたかが理解できるだろう。国内法的「常識」では困難と思われたのに、国際法上の根拠を考えると、「日本政府には法的責任がない」と主張するのは、一般に考えられているほど容易なことではない。だから、NGOは「日本政府には補償等の国際法上の責任がある」と確信しているのである。

それでは、「法的責任が被害の内容によって違うのかどうか?もし、違うとすると、どの範囲についてどのような法的責任を考えるべきか?」という問に答えなくてはならない。

V 筆者は、大日本帝国軍・政府の行為の態様、その被害の実態と日本の法的責任の有無の間には密接な関係があると考えている。「そんなことは、もう十分わかっている」と思われる向きは読み飛ばしていただくとして、これまでの号を読んでいなかった読者のために改めて説明したい。前述の通り(本誌、一〇七、一〇八、一一三、一一四各号及び最近の国連報告参照)、ユスコーゲンス(強行規範)の範囲に入る人権及び基本的自由の重大侵害については、それら人権及び基本的自由はもとより、その侵害の結果生ずる補償等請求権を含めて、国家間条約と言えども、国家の賠償請求権はともかく、個人が有する請求権を放棄することは許されず、仮に条約で放棄されても、その条約は無効(筆者は、すべてを無効とする必要はなく、「個人請求権を放棄する限りの範囲で無効となる」と考えて良いと思う)であると述べた。その法的結果として、仮に日本が締結したサンフランシスコ平和条約、日韓協定のような二国間条約によって、被害者の個人補償請求権の放棄がなされているとしても、それらは、ユスコーゲンスに反する限りで無効であるということになる。

それでは「何がユスコーゲンスの範囲に入るのか?」という問題になる。これについては明文の規定はなく、実務の発展にまかされているが、従前述べたことから分かるように(本誌一〇八号)、国際的法律家の間では、国連憲章に違反する武力行使、国際法上の犯罪、奴隷取引、海賊、集団殺りく、人権、諸国の平等、民族自決の原則などがあげられている。

興味深いのは、前記ファンボーベン教授第三回報告書付属文書が、定義する重大人権侵害被害の範囲が、これと酷似していることだ。その一〇段落は、補償等との関連で問題になる重大人権侵害の範囲について、「人権及び基本的

自由の重大人権侵害の概念は、少なくとも以下の諸行為を含むと理解される：

集団殺りく、奴隷及び奴隷様諸行為、即決または恣意的処刑、恣意的及び長期化された拘禁、及び組織的差別。」としている。

従って、これらの人権及び基本的自由を侵害する重大侵害行為を違法とする国際法が行為時に存在していたのに、これに違反して加害行為がなされた場合であって、且つ、それらの人権及び基本的自由が、各条約締結時の国際法^のもとでユスコーゲンスの範囲にはいるとされる場合には、仮にその条約で個人請求権が放棄されていたとしても、その被害者は、国際法上個人としての現状回復、補償及びリハビリテーションへの権利があるということになる。これらの被害者に対して、日本政府は、人道的考慮、国際的名誉、国益上の判断をすべきことは勿論だが、それらを越えて、国際法上の法的な補償等をなすべき法的責任があるのである。憲法九八条二項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と定めているのだから、「国益」などを理由に、法的責務を果たさない訳には行かない。

従軍慰安婦、強制連行などの人道に対する罪、奴隷、強制労働条約違反および戦争捕虜の虐待などの戦争犯罪は、N G Oが国連で主張するとおり、当然上記のユスコーゲンス、重大人権侵害の範囲に入っていると考えられる。だから、これらの被害者^のに対して、「日本の法的責任がない」との前提に立って、人道上の理由、国際的名誉などのみを理由として、補償問題を考えるのは大きな誤りであると言わざるをえない。従って、「法的責任はさておき」などと言って、あくまでも法的責任を回避しながら、「補償に代わる措置」としての基金による支払などの政治的解決をはかろうとしている日本政府の提案は誤りと考える。従軍慰安婦被害に対する日本政府の責任の内容は、「余りにひどい被害で気の毒だし、日韓関係の友好に配慮すべきだし、~~何と~~か政治的に何らかの措置をとったほうがよいのではないか」といった程度のものではないのである。「必ず、履行しなければならない法的な義務」だということを忘れてはならない。ここを間違えると、どんなに善意で行動しても、問題解決にならないだろう。

ところで、ユスコーゲンスの範囲に含まれない、その他の被害についてはどうであろうか。それらの被害については、上記のようなユスコーゲンスの法理を使うことはできない。二国間協定ができていない日朝間を除いては、他の論理で日本の法的責任の存在を立証しないかぎり、法的責任の追及はできないのではなかろうか。そうであるとすると、その範囲の被害については、現在日本政府が従軍慰安婦被害に対して考慮しているように、「人道的考慮、国際的名誉、国益などを総合して、政治的判断をすべき問題」だと言^いうことになるだろう。

{ 国際人権レポート } (追加分) (8)

ところで、法的責任があるとしても、どのような内容の責任を負うべきかについても述べておこう。日本政府は、「韓国人への謝罪は、宮沢首相がもう済ませた。後は、従軍慰安婦への補償に代わる措置のみだ」と受け取られる言動を繰り返している。ところが、前記女子挺身隊韓国協議会などNGO側は、国連でも、これを拒否し、より広範な補償等を要求している。

第一に、被害者の範囲は、従軍慰安婦にとどまらず、強制連行などの奴隷行為ほかの重大人権侵害を含むものでなくてはならないとされる。

第二に、被害者側の要求は、補償等は決して金銭給付に限られていないことに注意すべきだ。真相の徹底究明、法的責任の承認、慰霊碑の設立、教科書への歴史的真實の記載、その上での被害者個々人への完全補償を伴う誠実な謝罪である。

一部の評論家などからは、「いったい何度謝ったらすむのか」などと言う不満もあると言う。しかし、本来果たすべき法的責任を果たしていなければ、何度繰り返しても、国際上の義務は消えないのである。

日本政府は、NGOなどの要求を「過大だ」と思っているだろうか。もしそうなら、前記ファンボーベン教授の第三回報告書付属文書を検討してほしい。その一五ないし一七段落には、「賠償の形態」(Forms of reparation)と言う項がある。例えば、補償は、現金の場合もあれば、その他の形態でも有り得る。「後者は、精神保健ケア、雇用、住居、教育、及び土地を含む。」「非金銭的賠償は、被害者の道義的及び社会的福祉並びに正義及び平和の大義に役立つのであって、以下のものが重要な要素として含まれるとされる。(a) 真相の究明とその公表、(b) 犯された侵害の責任に関する公の承認(c) 責任者の処罰(d) 被害者、その親族・友人、証人の保護、(e) 記念行事を催し、及び被害者に敬意を表すこと、(f) 被害者のアフターケア及び被害者を援助する者の訓練の為の施設の設置及び支援、(g) 次のような方法による侵害の再発防止： 文民統制による治安軍の嚴重な抑制； 軍事裁判所の権限の抑制；

裁判の独立の強化； 人権活動家と共に法曹の効果的保護； 治安軍及び法執行官への人権教育の付与。

前記NGOの要求は、すべてこれらの中に含まれている。教科書に歴史的真實を記載することは、「侵害の再発防止」措置の中に含まれるであろう。上記された事例は、例示にすぎず、他に有効な再発防止方法があるなら、それは排除するものではないからだ。被害者側要求は、上記の諸項目からみると遥かに内輪目のものといえるのであって、日本政府は、女子挺身隊韓国協議会などが「要求しすぎ」などとは間違っても考えてはならないであろう。

最後に、「法的責任があるとしても、いかなる場合、誰に対して、いかなる程度の責任を負うべきかについて、どのような機関が、いかなる手続きで決定するのが最善なのか？」という問に答えるのが最も困難だろう。何故なら、既存の制度のいずれもが、致命的欠陥を持っていて、このような重大人権侵害被害について迅速・的確な解決ができないうに思われるからだ。結論から言うと、筆者は、国連の支援を得て、被害者が直接申し立てのできる「国際法廷」を設置し、これによって全面的解決をはかるのが、国際法にのっとりつつ、迅速・的確かつ公平で正義にかなった被害者救済の為に最善と思う。この方法は、日本政府が積極的に求めるなら、十分実現可能であろう。長い目でみると、法・正義にかなった全面的早期解決を実現できる点で、日本の国益にも十分かなうものである。以下各種制度の問題点を検討してみよう。

〔国際人権レポート〕（追加分）（?）

まず、「日本国内司法機関がよいか、国際的機関がよいか」の問題だ。昨年、未来、千名を超える被害者が、韓国から大挙東京地裁に提訴し、その数はますます増加中のようである。この訴訟継続中は、被害者側は、定期的に日本社会に対して効果的な抗議活動を継続し、日本政府・社会と戦うことができる。しかし、被害者の究極の目的は、徹底的な日本政府・社会の批判にあるのだろうか。もし、被害者の救済が究極の目的であるなら、日本の裁判所による司法判断による解決は、必ずしも問題の解決に最適とは思われない。

第一の欠陥は、時間だ。被害者は若くても六五才を越えている。日本の裁判所の審理には（残念ながら）、ことに大事件のそれには、例外なく時間がかかる。「一審のみでも一〇年はかかるだろうし、最高裁判断まで考えれば、二〇年はかかるだろう」と言っても「大げさだ」と言う法曹関係者はいるだろうか。そうなれば、被害者の大部分は亡くなっているであろう。このように単に解決を先に延ばすことは、被害者にとっては「正義の否定」だ。仮に、被害者が最高裁判所で勝訴したとしても、被害者が生存していないのに、誰に対して謝罪・賠償保障するのか。少なくとも、その意味は大幅に減るであろう。「それが日本政府の戦略だろう」と疑う者もあろうが、筆者は、「政府内良心派の人々はそうではないだろう」と思いたい。解決が長引く間、日本が国際的に受ける信用の棄損、名誉の失墜、友好関係の破壊の程度は、想像を越えるおそろしきものだろう。貿易・産業・国際取引に大きく依存している日本の国益にかなうことだろうか。

第二の欠陥は、日本の裁判所が解決に適当な場所であろうか、疑問がある。残念ながら、日本の裁判官には、外国人はいない。日本の裁判所では、戦争犯

✓ 罪関与についての裁判官の責任問題は問われなかった。~~その意味で~~、真の意味
✓ であろうか。日本人裁判官は、無意識に、日本側の肩を持ってしまおうであらう。
少なくとも、非日本人から見て「公正らしさ」はない。さらに、本件では、国
際法上の判断が決定的に重要である。日本の裁判所は、国際法の判断をする権
限を与えられていても、「国際社会から真に信頼される判断ができる権威があ
る」とは言いきれない。むしろ、国際機関による、迅速・的確な判断が求めら
れているのである。

次に、国際的解決の方法をとるとしても、多国間解決と二国間解決が有り得
る。現在日本政府が推進していると信じられている方法は、後者である。「従
軍慰安婦問題解決のための補償に代わる措置のために、特別法を立法し、日韓
政府の交渉によって、一時金を韓国側に渡し、韓国政府の責任で、基金を設
置し、被害者に支払をする」という発想である。「これで解決できる」と考
えている日本側政府関係者もあるようだ。しかし、国連において、被害者側が
この発想を厳しく批判したのは、前述の通りである。その欠陥は多岐にわたる。
第一に、この提案が、従軍慰安婦のみに対象を限定していることがある。第二に、
(被害者にはこれが最大の理由だ) 真相究明が曖昧である上、法的責任も、個
々人への謝罪もなく、完全補償をすとの誠意もないということもある。

それでは、多国間国際解決をすとして、どのような方法があるだろうか。
実は、国連人権小委で、カナダ傷い軍人会(WAC)は、「日本が一括払いで
補償のための資金を出して国連に国際基金を創り、その国際基金が、戦争捕虜
と従軍慰安婦の救済をするべきだ」と言う提案(議題一〇のもとでの発言)を
した。結局、この提案は、他のNGOの支持するところとならず、WACも議
題四のもとでは、「国際人権裁判所の設置を求める」と方針を変更した。

一括賠償の支払ですべてを解決しようとする試みは、国際的によく行われた
ところだ。最大の欠陥は、これでは一時しのぎにはなっても、本件のような紛
争を最終的に解決することができないということだ。実は、これまでの日本政
府の主張は、「一括払いの二国間賠償、サンフランシスコ平和条約による捕虜
への補償でいっさいが済んだはず」~~旨~~のものである。ところが、それでは済ん
でいなかったのである。個人賠償が全く支払われなかったか、支払われたとし
ても、被害に比較して、ほとんどないも同然だからである。例えば、捕虜の虐
待は、東京裁判で戦争犯罪とされたのに、国際赤十字の資料によると、被害者
一人あたりの支払は、わずか三二ポンド(一九七〇年代の支払、現在約七五〇
〇円)でしかなかった。第二に、被害者の数がわかっていないのであるから、
将来基金が不足することがあり得る。それでは、問題がまた再燃してとどまる

✓ ところがないであろう。~~これは~~ ユスコーゲンスの範囲では、いくら条約を結んでも無効だから、ことにそう言える。第三に、賠償・補償等には、現金払いでないもの、非金銭的なものもあるが、これらについての配慮が不足していることだ。

結局、国連のもとに「重大人権侵害国際法廷」を設置して、被害者がこの法廷に直接申し立てをし、法的責任のある被害者については法的責任があるものとして、法的責任がない被害者については人道的・正義の見地から、国際法にかなった公正・独立の判断を求め、日本政府としてはその判断に従うことを約束することにより国際的解決をはかるのが最適であると確信する。

これは、実質的には、国際的仲裁方式による解決である。国際紛争の仲裁など平和的手段による解決は、二〇世紀国際社会の最重大課題の一つであったし、国連憲章の求めるところである（憲章三三条）。イランとの紛争について米国は、一括払い方式をとらず、仲裁方式を採用した。イラクによる人権侵害については、国連安全保障理事会の決議で国際機関を設置し、被害者個人からの申し立てを（政府経由）で受付け、保障を実現する方式がとられている。私人と国家の間の紛争についても、国際機関が仲裁機関を設置して解決する方式は、決して異例ではなくなっている。これは、企業投資に関わる国家との間の紛争について、すでに現実に実施されている。

✓ わざわざ国際条約~~を締結~~を締結しなくても、人権問題に関して権限のある経済社会理事会^{に委ねる}の決議によってこのような国際法廷を設置し、解決をゆだねることは十分可能であろう。日本は、このような方向の解決を決断することによって、大日本帝国軍・政府によるすべての重大人権侵害被害について、公正かつ権威ある国際的解決を実現し、道義的立場を確立し、真の国際的友好関係を築くことができるであろう。それはばかりでなく、このような努力をすることで、国際社会において、ドイツとはまた違った方法で（この方が優れているかも知れないのである）、国際法にかなった解決の先例を創ることができるであろう。それは、将来の国際平和・正義の確立に大きな世界的貢献をすることにもなる。「災い転じて福となす」ために、我々に何ができるかを真剣に考えるときであろう。